

生物多様性企業活動ガイドライン検討会 第 3 回会合 議事要点 (案)

1. 生物多様性企業活動ガイドライン (仮称) の構成

- ・ 構成は資料 3 に示された目次案でよいが、参考編に移動した内容に含まれている重要な点が指針編にも含まれるよう、指針編を修正する。
- ・ 参考編は、第Ⅲ編として位置づける。
- ・ 「参考編」に代わる名称として、「グッドプラクティス」や「実践編」等が挙げられる。参考編の内容が固まった時点で再度検討する。
- ・ 参考編の構成は、場面別の取組が事例よりも先に示された方がわかりやすい。

2. ガイドラインの素案

2.1. 第 I 編 現状認識の共有

- ・ 第 1 章においても、企業について言及した方がよい。生態系サービスが持続可能な企業経営に必要であり、生物多様性が企業にとって重要であることを示すべきである。
- ・ 第 1 章では、社会全体と生物多様性との関わり等が示してあればよい。
- ・ 生物多様性の有用性のみならず、非経済的価値や存在価値等も示すべきである。
- ・ 元来、日本の生物多様性は豊かであり、日本の固有種は日本から失われれば世界からも失われることになることを示すべきである。
- ・ p.10 に記載されているミレニアム生態系評価の 4 つのシナリオについて説明が必要である。ミレニアム生態系評価で使われている図を示してはどうか。
- ・ p.11 の「生物多様性を守っていくために」において、保護か保全か等、場合によって必要な管理方法が異なることを明確にするとともに、それぞれの用語の説明が必要である。
- ・ p.11 の「生物多様性を守っていくために」に関して、手をつけないようにすべき原生的な自然の多くは途上国に存在し、グローバリゼーション等により手をつけざるを得ないという問題がある。手をつけないようにするためには多くのステップを踏む必要がある。サプライチェーン等を通じた日本の役割の重要性は大きいので、その点をより強く書くべきである。
- ・ p.13 の図では、生物多様性が基盤にあり、その上に社会・経済が成り立ち、様々な主体の協力関係があることを示すべきである。また、主体に大学や研究機関を追加すべきである。
- ・ p.16 の図では、生物多様性が社会全体を支える基盤であることを示すべきである。図の中に生態系サービスが含まれていない。サプライチェーンは実際にはより複雑で、また、日本の場合は海外に多くの資源を依存している。
- ・ p.17 では、ミレニアム生態系評価で使われている生態系サービスと人間の福利の図を示すと、生物多様性と人間社会との関わりがわかりやすい。
- ・ p.18 の外来種問題のコラムについて、意図的な移入についても注意を喚起すべきである。
- ・ p.20 の国内外の動向では、GRI の生物多様性ガイドラインについても記載すべきである。
- ・ ABS については、遺伝資源に限らず、利益の公正で衡平な配分が重要である。伝統的知識や

先住民そのものも対象であることを追記すべきである。

2.2. 第II編 指針編

- ・ 1.2.「取組について」の2点目では、「回避」も入れるべきである。
- ・ 1.3.「基本原則」の1点目については、「回避」がまず重要であるとしていた第2回検討会時点の案の方がよい。関与した方がよい場合も考慮し、「悪影響の回避・低減化」とすべきではないか。
- ・ 日本は海外の資源に依存しており、海外の資源なしでは成り立たない。それを認識することが重要である。p.28の「地域重視と広域的な認識」で触れられているが、少し弱い。
- ・ 海外の資源に依存しているからこそ、サプライチェーンの考慮が重要になるという説明が必要である。サプライチェーンを自ら十分に把握しなければ本当の意味で生物多様性に対する意識が定着しない。サプライチェーンは複雑であるため、把握のためには、サプライチェーン上の企業が仕入先・販売先等に対して生物多様性に関する情報を示していくことが必要である。
- ・ p.29の「社会貢献」は、内容が一般的であり、やや他から浮いている印象を受ける。「社会的責任」等とするとともに、グリーンウォッシュと言われるような取組を避けること、社会貢献活動における留意点についてもふれるべきである。
- ・ 「社会貢献」は「地域社会への貢献」としてはどうか。
- ・ 「社会貢献」は、本業やサプライチェーンにおける今後生じる影響に対処する取組とは異なり、現状で既に生じている影響に対処する取組であることを示してはどうか。
- ・ p.31のコラムは見直すべきである。取組にはコストがかかり、短期的な経済的なリターンはないが、企業として意識転換を図ることが必要という点が重要である。
- ・ 企業の内部での生物多様性に関する啓発は重要である。2.2.3.「コミュニケーション・情報公開」において、企業内部向けの社員研修・トレーニング等についても記載すべきである。
- ・ p.39の図では、伝統的文化やコミュニティへの影響も追記すべきである。

2.3. 参考編

- ・ 場面別の取組の(5)が「海外での大規模事業」に変更された点について、海外は重要ではあるが、あえて海外に限定すべきではない。環境への影響の程度を把握する等の手続きが重要であり、その内容は残すべきである。

3. ガイドラインの名称

- ・ 生物多様性基本法では「事業者」という言葉が用いられている。「企業」という言葉は対象が限定的であり、「事業者」として広くとらえていくべきである。
- ・ 「事業者」よりも「企業」の方が、対象がわかりやすい。
- ・ 生物多様性の「保全」と「持続可能な利用」の両方の言葉が含まれている方がよい。
- ・ 「リードする」という表現が、主体的で前向きな印象があってよい。
- ・ 企業のみで生物多様性の保全をリードすることは不可能である。積極的に関わりはするが、連携していくことが重要である。

- ・ 「民間参画ガイドライン」という名称は抽象的である。
- ・ 「自主的な民間参画を促すために」という副題からは、国も取り組むことがみえにくい。
- ・ 名称は短い方がよい。「生物多様性企業活動ガイドライン」もしくは「生物多様性民間参画ガイドライン」というような感じが良いのではないか。副題は、使い手である企業が社内の説得等に使いやすいものとするべきである。

4. ガイドラインの要約

- ・ 第2回検討会時点の案を再検討すべきである。図等を含めるのであれば、必ずしも2ページに収めなくてもよい。
- ・ 経営層を対象とする要約であれば、p.2にある、企業に期待されることが先頭に書かれていた方がよい。結論が先にあった方がわかりやすい。
- ・ 見開きやカラーなど、見せ方の工夫も重要である。
- ・ 「あなたの会社は地域のいのちを絶っていませんか？」というくらいの印象的な言葉が必要ではないか。
- ・ 要約としては、p.1の内容が一般的であり、企業に関する言及が少ない。
- ・ 生物多様性の重要性は、経営層は既にかなり認識しており、p.1のような一般的な情報はそれほど必要ではない。
- ・ 生物多様性の有用性のみならず、存在価値等についても示すべきである。
- ・ COP10が開催されることだけでなく、COP10のもつ意味について説明すべきである。
- ・ p.2の「自然共生社会」という言葉は、明確に定義すれば目標とする社会像を示す重要なものとなる。本文の序論においても目標とする社会像として「自然共生社会」を示すべきである。
- ・ p.2の「取組を進めるにあたって、まずは…」の2点目で、「可能なものから」としているが、本文のように、関わりを把握して取組を検討するような理論的な考え方を示すべきではないか。
- ・ 企業の実情に応じて、トップダウンでもボトムアップでも進めやすい取組から進めればよい。
- ・ p.2の「取組を進めるにあたって、まずは…」の2点目で、その先に進むことがまさに重要であり、非常に困難であっても取り組んでいくことが重要であるということも示すべきである。
- ・ 取組のパターンの図に相当する内容を要約にも示すべきである。それにより、取組の選択肢や方向性が見える。
- ・ 例えば、ドイツの B&B イニシアチブや海外企業の動向等、国内外のビジネスにおける動向についても記載があるとよい。

以 上